

## 2・4 種組合員(従業員)の傷病手当金について

令和 3 年 4 月より 2・4 種組合員(従業員)に対する傷病手当金制度を創設しました。

### 〈 概 要 〉

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 対象者  | 2・4 種組合員(従業員)                     |
| 受給資格 | 資格取得の日から 1 年を経過した 2・4 種組合員        |
| 対象日数 | 入院した日から起算して <u>11 日目から退院する日まで</u> |
| 支給日数 | 120 日を限度<br>※2・4 種組合員である期間の通算     |
| 支給金額 | 1 日につき 2,500 円                    |